

## 和歌山県果樹農業振興計画（案）に対して寄せられたご意見及び県の考え方について

No	ご意見	県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地中間管理事業による農地集積・集約を達成するためには、担い手情報の収集・把握に基づくマッチング体制づくり及び地域・新規就農者への継続的かつ幅広い情報提供が必要ではないか</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・借り手・担い手の情報収集・把握に基づくマッチング及び地域・新規就農者への情報提供は、市町村による地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の策定・変更時における「協議の場」（地域の話合い）において実施されることになっていきますので、県では関係機関の連携（P2）により、地域での話合いを進め、農地中間管理事業による多様な担い手への農地集積・集約化を図る方針としています</li></ul>
2	<ul style="list-style-type: none"><li>・数値目標の多くが、現行計画（2021.3）より下方修正されているが、その分析がないと、今回の目標値の妥当性が判断できない</li><li>・また、分析により、各種取組の優先度・重要度の設定が可能となり、数値目標の実現が図られるのではないかと</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現行計画では、農業者数の推計によらない方法により、栽培面積目標（2030年）を設定しています</li><li>・一方、今回の計画案では、和歌山県総合計画（2025.12）における「人口減少・超少子高齢化」分析を踏まえ、今後の農業者数を推計し、栽培面積目標（2030年）を設定しています</li><li>・今回の目標面積は、現行計画を下回っておりますが、その主な理由は、「人口減少の加速化」の反映によるものとなります</li><li>・なお、今回の栽培面積目標は、県総合計画に定める「1農家</li></ul>

---

当たり農業産出額」(2020年度：437万円・2030年度：584万円)と連動しています

- ・今回より、計画期間を10年間から5年間に変更したことから、今後は「現行計画の達成状況分析に基づく次期計画の策定」をより明確に実施します

---

3 ・果樹農業振興基本方針(農林水産省・2020.4)に記載されている「新たな担い手にリースの形で農地を受け渡す取組」や「複数地域間でアルバイトを融通しあう取組」を参考とした取組を検討すべき

・果樹農業振興基本方針については、2025年4月に新たな方針が策定されています

- ・なお、「担い手への農地継承」については、果樹型トレーニングファーム\*の取組等が、「労働力不足」については、サービス事業体の活用の取組等が記載されています

※都道府県・市町村・JA等が整備した園地において、新規就農希望者の研修を行い、研修後に当該園地を継承する取組

- ・今回の県計画では、果樹型トレーニングファームの取組及びサービス事業体の育成を推進する方針としています(P8)

---

4 ・先端技術(スマート農業技術及び省力樹形等)の展示及び新規就農者の研修を行う「モデル果樹園」(園地の所有者は県・JA法人のいずれか)の設立の検討すべき

・ご提案の「モデル果樹園」の取組は、県が推進する果樹型トレーニングファームと類似するものと考えます(No3 ご参照)

- ・なお、「先進技術の展示」については、果樹型トレーニングファームでの実施は想定していませんが、現地実演会の開催等を

---

行う方針としています (P3)

---

- 5 ・年内収穫した温州みかんの年明け以降の出荷を可能とする冷蔵・鮮度保存技術の開発及び輸出への活用について検討すべき
- ・冷蔵・鮮度保持技術については、温暖化の進展を見据えた貯蔵みかんの冷風貯蔵施設の整備を推進する方針としています (P18・和海地方)
  - ・また、年明け以降の出荷については、1月に成熟する極晩生品種「あおさん」への改植を推進する方針としています (P12)
  - ・冷蔵・鮮度保持技術の輸出への活用については、鮮度保持対策等の包括的施策を展開する方針としています (P11)
- 
- 6 ・「表3 目標とすべき経営類型－ア うんしゅうみかん」における10a当たり労働時間(126時間/10a)は、かなり挑戦的な目標値となっている
- ・更なる省力化技術の開発による労働力不足への対応及び作業効率化・合理化を推進すべき
- ・10a当たりの労働時間目標は、現地事例に基づく経営モデルにスマート農業技術の導入  
スマート農業技術活用サービス事業体への農作業委託による「労働時間の削減」を反映させ、設定しています
- ・また、「労働生産性の向上」に向けた取組としては、スマート農業技術活用サービス事業体の育成を推進する方針としています (P3)
- 
- 7 ・日本農業遺産及び世界農業遺産を販売に活用するならば、同時にシステムの保全策の実施は不可欠
- ・ご意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加・修正しました
- 3 品目別の振興方針
- (1) うんしゅうみかん
-

---

・柑橘栽培においては、石積み技術の伝承が重要

また、世界農業遺産「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」については、石積み研修会の開催等の取組により、次世代への継承を図るとともに、認定を活用した魅力発信や機能性食品表示制度の活用により、国内外の市場拡大を図る。

(3) うめ

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」については、伝統技法の習得・伝承等の取組により、次世代への継承を図る。

販売面では、機能性に着目した販売促進や商品開発、農業遺産認定を活用したテロワールの魅力発信及び「本格梅酒」、「GI和歌山梅酒」による梅酒のブランド化など、国内外での需要拡大に向けた取組を展開する。

4 地域別の振興方針

(1) 和歌山地域

世界農業遺産「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」については、保全計画に基づく取組を進め、次世代への継承を図る。

販売面においては、農業遺産認定を活用し、ストーリー性のある販売促進活動を実施する。

(4) 有田地域

世界農業遺産「有田・下津地域の石積み階段園みかんシ

---

---

システム」及び日本農業遺産「高野山・有田川上流の持続的農  
林業システム」については、保全計画に基づく取組を進め、  
次世代への継承を図る。

販売面においては、農業遺産認定を活用し、ストーリー  
性のある販売促進活動を実施する。

(5) 日高地域

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」については、  
保全計画に基づく取組を進め、次世代への継承を図る。

販売面においては、農業遺産認定を活用したテロワール  
の発信、機能性の PR 並びに梅干及び梅酒（GI 和歌山梅  
酒）をはじめとする多様な加工品の展開により、販路を拡  
大し、地域全体の所得向上を図る。

(6) 西牟婁地域

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」については、  
保全計画に基づく取組を進め、次世代への継承を図る。

販売面において、うめでは、農業遺産認定を活用したテ  
ロワールの発信、機能性の PR 並びに梅干及び梅酒（GI 和  
歌山梅酒）をはじめとする多様な加工品の開発を、かんき  
つ類では、高品質な生果出荷に加え、ジュース等の加工品  
開発及び観光地での消費拡大を図る。

---

8 ・「第2 栽培面積その他果実の生産の目標」及び「第4 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項－2 生産基盤の整備目標」における2030年度栽培面積目標は、一致させるべき

・「2 生産基盤の整備目標」が誤りでしたので、以下のとおり記載を修正しました

品目名	栽培面積	
	2023年度 現況	2030年度 目標
うんしゅうみかん	7,410	<u>6,700</u>
うめ	5,390	<u>5,100</u>
かき	2,550	<u>2,300</u>
もも	738	<u>675</u>

9 機能性戦略の高度化及び加工戦略との統合に関して

1. 機能性活用の高度化について

- ・本県では、JA主導によるヒト介入試験（RCT）を実施し、柿の機能性表示食品制度に基づく届出を実現した実績がある
- ・これは、生産・研究・行政が連携した先進的な社会実装事例として高く評価できる
- ・計画案では、機能性食品制度を活用した加工品等の展開が示されているが、制度の本質は「成分の存在」ではなく、「一定量の関与成分を摂取した場合のヒトにおける機能性評価」に

・県産品ブランディングセールスの取組の一つとして「県産食材のもつ機能性の発信」を位置付けている（和歌山県農水産物・加工食品の販売促進戦略・和歌山県農林水産部食品流通課）ことを踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます

---

ある

- ・ 今後の高度化においては、  
SR で整理された有効摂取量  
県産原料における関与成分の実測含量  
ロット間・年次間変動  
を体系的に整理することが重要
- ・ 制度上、SR と成分値保証は別概念だが、戦略上は不可分
- ・ この視点に立った整理が、機能性戦略の次段階として必要である  
と考える

## 2. 加工戦略との統合について

- ・ 計画案では、付加価値の高い加工品の創出が掲げられている
- ・ 機能性戦略を加工と接続する場合、  
原料段階での成分含量把握  
加工工程による成分変動の整理  
最終製品における摂取量設計との整合  
を一体で設計することが必要
- ・ これにより、「エビデンスに基づく表示」から「エビデンスを  
支える原料・加工体系」へと発展させることが可能

- 
- ・この体系化は、BtoB 市場における原料規格化や差別化供給につながり、新たなビジネス展開の基盤となる

### 3. 主要品目ごとの戦略的研究投資

- ・本県は、みかん、うめ、かきの収穫量が全国 1 位であり、全国を牽引する果樹産地である
- ・みかんは  $\beta$ -クリプトキサンチン、かきはカキタンニンで機能性表示実績がある
- ・一方、はっさくは成分整理と含量把握を進めれば制度活用可能性があり、うめは加工残渣を含む資源の高度利用の観点から、関与成分の把握と原料規格化が重要
- ・主要品目の優位性を活かした戦略的研究投資が望まれる

### 4. 社会実装を支える体制整備

- ・本県には、6 次産業化分野において全国水準でトップランナーとみなされる取組が複数存在する
  - ・生産・加工・販売を一体化した実装力は本県の強みである
  - ・今後は、
-

---

試験研究機関の分析・評価機能の充実

成分値保証を支える研究マネジメント機能の強化

専門性を蓄積できる人材配置

国立研究機関等との人材交流

が重要

- ・ さらに、鹿児島県大隅加工技術研究センターのような試験製造機能の整備は、実装段階への橋渡しとして参考になる
- ・ また、高知県土佐 FBC のような実践的人材育成の枠組みも、本県において検討に値する

## 5. おわりに

- ・ かきでの先進的取組と既存の機能性ガイドの間には、制度整合および用量設計の観点で整理の余地がある
- ・ 制度との整合を踏まえた段階的改訂が望まれる
- ・ 本県は、生産基盤と研究基盤を併せ持つ希有な果樹産地である
- ・ SR と成分値保証の接続、加工戦略との統合が進めば、「科学的エビデンスに裏付けられた果樹産地」として全国に先行するモデル形成が可能である

---

10 ・文書中の「機能性食品表示制度」「機能性食品制度」等の表記 ・「機能性表示食品制度」に統一しました  
は、「機能性表示食品制度」に統一すべきと考える

---